

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 受託者は、この委託業務の処理を行うために委託者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受託者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 受託者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 受託者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この委託業務の処理を行うために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 受託者は、この委託業務の処理を行うために委託者から引き渡され、または受託者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託者の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 受託者は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受託者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 委託者は、受託者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 受託者は、委託者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 委託者は、受託者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生 の 報告）

第 11 受託者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除および損害賠償）

第 12 委託者は、受託者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

（再委託の禁止）

第 13 受託者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託者の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、委託者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、委託者が受託者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。